

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在のC店において販売員として業務に従事していたところ、就労初日である同日、ゴミの回収作業中に転倒し、負傷した。請求人は、翌〇日にD病院に受診し、「頸部打撲傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病について、監督署長から業務上の災害として認定され、療養補償給付及び休業補償給付を受給し、休業補償給付については、平成〇年〇月〇日まで支給された。請求人は、さらに同月〇日から同年〇月〇日までの休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、休業の必要が認められないことから、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人の平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間における休業補償給付の請求に対し、これを支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、平成〇年〇月〇日以降も疼痛は継続中であり療養のために休業が必要な状態であった旨主張しているものの、休業の必要性は被災者本人が判断するものではなく、医師の判断による休業の指示を踏まえて監督署長が行なうものであり、労働者災害補償保険法施行規則第13条第1項6号及び第2項はこれを前提とした規定となっている。
- (2) E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「受傷日から〇週間の安静が必要との診断書を発行した。安静以降の休業指示はしていない。」と述べており、さらに、同医師は第2回休業補償給付支給請求書において、「平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの〇日間のうち療養のため労働することができなかつたと認められる期間は〇日である」と証明している。
- (3) また、請求人らは、耳鳴りについても考慮するよう主張しているものの、平成〇年〇月〇日の再診時にE医師が耳鼻咽喉科の受診を勧めるも、当該請求期間に受診している事実は認められず、また、耳鳴りによる休業を指示する医師の証明も認められない。
- (4) 以上のことを鑑みると、当審査会としては、平成〇年〇月〇日以降について、本件傷病による安静期間は既に過ぎており、一般に労働することができなかつたとする事実は認められず、休業を指示する医師の証明も存在しないことから、休業の必要性は認められないものと判断する。
- (5) なお、請求人らは、痛みは一人ひとり異なり千差万別であり、請求人のように精神的要因が関与していれば健常者の比ではないため、そのことを考慮して

休業の必要性を判断すべき旨主張するが、休業を指示する医師の証明が存在しない以上、上記の判断が左右されることはない。

- 3 したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の原処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。